

□ 令和 8 年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」並びに「同法施行規則」の示すことに基づくほか、次により行う。

- ・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、県教育委員会の指導、助言又は援助の下、十分な調査研究をした上で採択を行う。
- ・採択地区の市町村教育委員会（市町村の組合を含む。以下同じ）は、採択地区協議会を設け、教科に関する専門的な観点から調査研究を実施し、採択を行う。
- ・採択権者は公正確保の徹底を図るとともに、自らの権限と責任において適正な採択を行う。

1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、生きる力を育むことができる内容や形式になっているか。

(1) 内容

- ①内容が目標を達成させるために適切なものであること。
 - ・知識及び技能を習得させるために適切な配慮がなされていること。
 - ・主体的に学習に取り組む態度を養うために適切な配慮がなされていること。
 - ・基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
 - ・伝統や文化、環境についての学習が進められるよう配慮されていること。
- ②内容が児童生徒の実態や地域の実情に応じ得るよう適切な配慮がなされていること。
 - ・それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
 - ・児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③内容の組織・配列・分量が適切であること。
 - ・意欲的な学習が展開できるよう配慮されていること。

(2) 形式

- ①表記や表現が適切であること。
 - ・表現が児童生徒にとって分かりやすいこと。
 - ・図形、挿絵、写真等が児童生徒にとって適切なものであること。
 - ・活字等の大きさ・字間・行間が読みやすく工夫されていること。
- ②装丁が適切であること。
 - ・本の大きさ、紙質等が工夫されていること。
 - ・製本、装丁が丈夫であること。